

旭区役所広聴広報業務等会計年度任用職員募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

- (1) 区広報紙の編集、発行、発送及び整理に係る業務
- (2) 区ホームページやSNS等による情報発信に関する業務
- (3) 区の施策やイベント等に関する報道機関への情報提供に係る業務
- (4) 区民情報コーナーや各種広報板等での広報活動における紙等媒体の配架、掲示及びその他管理業務
- (5) 広聴相談（法律・行政相談等の各種相談、「市民の声」関係等）に係る案内、受付及び連絡調整等業務
- (6) 区政会議及び教育会議の開催並びに運営方針の策定に係る補助業務
- (7) 各種照会回答並びに一般の電話応対業務
- (8) その他企画課の事務に係る補助業務

3 応募資格

- (1) 雇用開始日において、パソコン（ワード、エクセル等）を使った業務経験がある者
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）、（2）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前 9 時 00 分から午後 3 時 45 分まで

あるいは午前 10 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (休憩 45 分)

週 5 日 30 時間

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市旭区大宮 1-1-17 大阪市旭区役所 3 階 企画課

(4) 報酬等

報酬 (月額) : 176,436 円～196,620 円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定します。

※当月給与は上記金額となり、翌月給与の際に当月給与の職歴等加算分と合わせて支給することがあります。

※別途、期末・勤勉手当及び通勤手当等を支給します。

※上記報酬額等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更となる場合があります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数 : 12 日 付与期間 : 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇・育児参加休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none">・生理休暇・妊娠障害休暇・子の看護等休暇 (別途取得要件あり)・短期介護休暇 (別途取得要件あり)・ドナー休暇

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（8）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

- （1）筆記（論文）試験
- （2）口述（面接）試験

7 選考日時及び選考会場

（1）選考日時

令和8年2月13日（金曜日）

（2）選考会場

大阪市旭区役所内

8 申込方法

次の書類等を期間内に持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（1）旭区役所広聴広報業務等会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

（2）申し立て書 1通

※申し立て書は本市所定の様式に限ります。

（3）「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

9 採用申込書の受付期間等

（1）持参する場合

ア. 申込期間

令和8年1月28日（水曜日）までの午前9時から午後5時30分まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

イ. 申込書受付場所

〒535-8501 大阪市旭区大宮1-1-17

大阪市旭区役所企画課（3階33番）

（2）郵便等で送付する場合

ア. 申込期間

令和8年1月28日（水曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員（広聴広報）採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記（1）イと同じ

10 結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

11 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

12 問合せ先

大阪市旭区役所企画課

〒535-8501 大阪市旭区大宮1-1-17 電話：06-6957-9683

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと